

○初任給調整手当の運用について

(昭和36年9月15日岡人委第660号通知)

(沿革)

昭和37年 7月27日第387号	昭和39年 7月14日第235号
昭和40年 4月23日第 71号	昭和41年 4月 1日第 3号
昭和41年12月27日第516号	昭和42年12月26日第594号
昭和43年12月26日第772号	昭和44年12月23日第406号
昭和45年12月23日第413号	昭和46年12月22日第352号
昭和47年12月25日第369号	昭和49年 3月19日第504号
昭和49年12月25日第332号	昭和50年12月25日第249号
昭和52年12月27日第245号	昭和53年 4月 1日第 8号
昭和53年12月26日第217号	昭和54年 1月10日第235号
昭和59年12月25日第279号	昭和60年12月24日第264号
昭和63年 4月 1日第 9号	平成14年 3月19日第277号
平成20年 9月26日第100号	平成28年 3月22日第294号
令和 2年 2月21日第399号	令和 8年 3月24日第320号 改正

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び初任給調整手当に関する規則（昭和36年岡山県人事委員会規則第9号。以下「規則」という。）の運用について次のとおり定めたので通知します。

記

給与条例第8条の4関係

- 1 各任命権者は、この条の第1項の「地域手当」には、給与条例第10条の3の規定による地域手当は含まれないことに留意するものとする。
- 2 この条の第2項に規定する特定額及び基準額は、職員が現に属する職務の級及び受ける号給（規則第11条各号に掲げる職員にあつては、当該職員の区分に応じ当該各号に定める額）並びに在勤する地域に係る地域手当の支給割合及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められた当該職員の在勤する地域に応じた最低賃金額により算定するものとする。

規則第3条関係

- 1 「人事委員会の定めるもの」は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）又は旧官立専門学校官制（昭和21年勅令第210号）による専門学校、国立総合大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置するの件（昭和15年勅令第278号）による附属医学専門部その他人事

委員会が別に定めるものとする。

- 2 「人事委員会の定めるこれに準ずる期間」は、前項の専門学校等を卒業した日から37年（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号）別表第3の修学年数調整表による当該専門学校等卒業の学歴免許等の資格に係る修学年数が18年未満の場合にあつては、37年に当該修学年数と18年との差の年数を加えた年数）を経過するまでの期間とする。

規則第6条関係

この条の第1項の「別に定めるもの」は、規則第3条関係第1項に定める専門学校等と同一のものとする。

規則第7条関係

「これらの職員となつた日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者」には、これらの職員となつた日前に岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第44号）第5条に規定する第一種初任給調整手当に相当する報酬（以下「当該報酬」という。）を支給されていたことのある者及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第45号）第7条に規定する第一種初任給調整手当（以下「当該手当」という。）を支給されていたことのある者を含むものとし、「既に手当を支給されていた期間に相当する期間」には、既に当該報酬又は当該手当を支給されていた期間を含むものとする。

規則第11条関係

各任命権者は、この条の第2号に定める額には、給与条例附則第10項、第12項、第14項又は第15項の規定による給料は含まれないことに留意するものとする。

規則第12条関係

- 1 この条の「在勤する」とは、本務として在勤することをいう。ただし、併任されている職の業務に引き続き1月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該業務（当該職の業務に引き続き専ら従事する期間の延長により当該業務に引き続き1月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該延長前の期間に係る当該業務を除く。）に専ら従事するために在勤することをいう。
- 2 前項ただし書の場合においては、第二種初任給調整手当を支給され、又は支給されないこととなる職員に対して、その支給の有無を人事異動通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。ただし、当該職員の併任が解除され、又は終了したことに伴い、第二種初任給調整手

当を支給され、又は支給されないこととなる場合は、この限りでない。

規則第13条関係

この条の「特定額が基準額以上となつた日の前日」とは、例えば、職員の昇格、昇給、給料表を異にする異動及び公署を異にする異動の発令、在勤する公署の移転並びに給与条例第8条の4第1項の「基準額」の改定及び同項の「地域手当の支給割合」の変更等により、特定額が基準額以上となつた日の前日をいう。

その他の事項

- 1 第一種初任給調整手当を支給する場合には、給与条例第8条の3第1項各号の職の区分ごとに次の事項を記入した第一種初任給調整手当支給名簿を作成のうえ保管するものとする。
 - 一 職員の氏名、職名、所属名、適用給料表、等級、試験又は選考の区分
 - 二 学歴（学部、学科等を含む。）及び卒業又は修了等の年月日、免許の種類及び取得年月日並びに採用の日又は規則第4条の職員となつた日
 - 三 支給期間及び支給額
 - 四 支給されなくなつた理由
 - 五 規則第7条の規定の適用を受ける職員については、既に第一種初任給調整手当が支給されていた期間及び額
 - 六 休職、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定による派遣若しくは同条例第11条第1号に規定する退職派遣者となつたことによつて支給されなかつた期間及びその理由
- 2 第二種初任給調整手当を支給する場合には、職員ごとに次の事項を記入した第二種初任給調整手当支給名簿を作成のうえ保管するものとする。
 - 一 職員の氏名、職名、所属名、適用給料表、等級
 - 二 在勤する都道府県・都市及び地域手当支給割合
 - 三 特定額及び基準額
 - 四 支給期間及び支給額